

21 安楽死

報告者: 鈴木理日

横浜地裁平成7年3月28日判決
平成4年(わ)第1172号: 殺人被告事件


【 I 事実の概要 】

患者(A)は既に末期状態であり死が迫っていたものの、苦しそうな呼吸をしている様子を見た長男(B)から「苦しそうな状態から解放するために息を拭き取るようにしてほしい」と強く要請され患者(A)に息を引き取らせることを決意し殺意をもって、徐脈・一過性心停止等の副作用のある不整脈治療剤である塩酸ベラパルミン製剤(ワソラン)を通常の2倍の量を注射した。その後患者(A)の脈拍等に変化が見られなかったため、心臓伝導障害の副作用があり希釈しないで使用したら心停止を引き起こす作用のある塩化カリウム製剤(KCL)を希釈せずに注射して積極的安楽死行爲をし患者を死亡させた。


【 判決 : 懲役2年に処する 】

【 II 経緯 】


患者のAは末期癌になっており、いびきのような呼吸が続いていた。
意識レベルはぼんやりとした状態が続いた。
その状態を近くで見ていたB(長男)が被告人に、

 Aは一晩中眠っていなかった。
(長男) フォーリーカテーテルの痛みを訴えている。見てもらえない。
治療はやめてほしい。
治る病気ではないため治療する意味はなく、
苦しめるようなことはしないでください。
→ 被告人は治療中止はできないと話した。

次第にAの意識レベルは④(呼んでも答えなはいが、手を動かすなどの反応あり)
再び、家族からの治療中止の申し出があった。


 いよいよという時は点滴やフォーリーカテーテルを、
(長男) 全て外してください。
→ 死期が迫った時は全ての治療の中止を申し出た。
→ 被告人はB長男の申し出を断った。

Aはどんどんと状態も悪化し、意識レベルも⑥(疼痛刺激に全く反応なし)
また、Aは舌根沈下が見られるためエアウェイを装着。


 家族としてもこれ以上見ていられない。私たちも疲れた。
(長男) 楽にしてあげてください。
→ 被告人は家族に何度も説得したが聞いてくれなかった。
家族に強い希望があることから治療を中止した。
(エアウェイは取り付けたまま)

呼吸をしやすいようにエアウェイを取り付けたが、
それすらもB(長男)は苦しうだから外してくれと申し出た。
エアウェイを外してしまうと舌が下がって呼吸ができなくなる恐れがある旨の説明をしたが、B(長男)はやめてくれの一点張りだった。


この時の被告人の心情

 長男は、Aが死ぬことがあっても構わないと思っていると考え、
(被告人) すでに治療も中止しているので、
同じように希望するなら受け入れようと思い、
Aからエアウェイを外すことにした。

治療も中止しているため状態は良ならず、
相変わらずいびきのような呼吸をしている状態だった。


 見ているのが辛い。苦しうで見ているのが辛い。
(長男) 早く楽にしてやってください。

この時の被告人の心情


 既に治療を中止しているのに、さらに楽にしてほしいと
(被告人) 頼むことは、苦しみを取り除くためにも早くAに息を引き取るように
してほしいという要望であると考えた。
→ 死期を早める影響があるがいびきを抑えるため、
通常の2倍の量の鎮静剤を注射した。


注射をしたが効果はなくいびきは収まらなかった。
B(長男)がいびきが収まらないと言ってきたため、いびきを小さくする薬を使用した。

そして、被告人はB(長男)にこれ以上要求を言われる前に、

 貴方は薬を使って死なせてくれということを行っているが、
(被告人) それは法律上できない。
医師としてもそのようなことはできない。
→ B(長男)は黙っているだけだった。

しばらくしてもいびきは収まらなかった。

 先生何やってるんですか。
(長男) まだ、息してるじゃないですか。

 Aが息を引き取らずに苦しうな様子をしているのが続くので、

(被告人)B(長男)が腹を立て、今度こそすぐに息を引き取るようにしてほしいと要求していることが分かった。

被告人はどうしたらよいかあれこれ悩んでいるうちに、既に治療も中止しているし倍の量の薬も注射しており、間もなく死亡する可能性があり、肉体的にも精神的にも相当疲れており自己の立場に十分な思考を巡らすことができず、追い詰められたような心境からB(長男)の要求どおり、Aにすぐに息を引き取らせてやろうと考えた。

【 Ⅲ 積極的安楽死が許容される要件 】

- ① 患者が耐え難い肉体的苦痛に苦しんでいること。
- ② 患者は死が避けられず、その死期が迫っていること。
- ③ 患者の肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし、他に手段がないこと。
- ④ 生命の短縮を承諾する患者の明示の意思表示があること。

【 Ⅳ 治療行為の中止が許容されるための要件 】

- (1) 患者が治療不可能な病気であり、回復の見込みがなく死が避けられない末期状態にあることが必要。
- (2) 治療行為の中止を求める患者の意思表示が存在し、それは治療行為の中止を行う時点で存在することが必要。

↓ 患者の意思表示が存在しない場合。

家族の意思表示から患者の意思を推定することが許される。
ただし、意思表示する家族が、患者の性格・価値観・人生観等について十分に知り、その意思を的確に推定しうる立場にあることが必要であり、さらに患者自身が意思表示するのと同様に、患者の病状・治療内容・予後等について、十分な情報と正確な認識を持っていることが必要なる。

- (3) 治療行為の中止の対象となる処置は、
薬物投与・化学治療・人工透析・人工呼吸器・輸血・栄養・水分補給など
全てが対象となる。

【 Ⅴ 被告人の具体的行為の評価 】

★ 点滴・フォーリーカテーテル等の治療を中止した行為。

・ 中止しようとしている時点で患者の余命は一日か二日。長く持って四日か五日と判定されている。

患者は死期が迫っており回復不可能な状態。(上(1)に当てはまる)

- ・ 患者の代わりに家族は意思表示した。

家族は長年患者と共に生活をしており、患者の性格・価値観・人生観等は十分に 知っているため患者の意思を推定できる立場にある。(上(2)に当てはまる?)

→ だが、患者は治療を中止する当時は疼痛反応もなく、点滴・フォーリーカテーテルについての痛みや苦しみを感ずる状態ではなかったにもかかわらず

その状態について、家族は十分な情報を持たず正確に認識していなかった。

家族自身が患者の状態について正確な認識をして意思表示をしたものではない。

そうなると、家族の意思表示から患者の意思を推定することはできない。

((2)に当てはまらない)

★ ワソラン及びKCLの注射について

- ・ この注射を打つ時点で患者は意識を失い疼痛刺激に反応はない状態で、肉体的苦痛には当てはまらない。

安楽死の前提となる除去・緩和されるべき肉体的苦痛は存在しない。

また、医療上の他の手段が尽くされたのか、他に手段がなく死に致すしか方法 がなかったとも言えない。

そして、積極的安楽死を行うのに必要な患者本人の意思表示が欠けているのは 明白であった。

→ したがってワソラン及びKCLを注射し、患者を死に致した行為は、積極的安楽死としての要件を満たしてはしなかった。

【 VI なぜ長男は起訴されなかったのか 】

被告人が行為に及んだのは長男の強い要請が基づくもので、

教唆に当たるにもかかわらず、検察官は、教唆者である長男を起訴しなかった。

たとえそれが教唆に当たるとしても、患者の家族である長男と医師である被告人との地位・立場の違い、教唆者と実行行為者との責任の相違などを考慮した。

【 VII 安楽死について 】

～ 海外の現状 ～

海外では安楽死(自殺幫助・積極的安楽死)を法的に認めている国が存在する。

オランダ・ベルギー・ルクセンブルク・スイス・カナダ・オーストラリア・アメリカの一部の州で実施されている。

- ・ スイスは世界で初めて自殺幫助が合法化された国である。
- ・ 年間1500人が安楽死を選択している。
- ・ 安楽死をするために他国からスイスに来日する方も多い。
- ・ 自殺幫助機関の会員には日本人もいて合計57人(2021年 * スイスの団体)

- ・ スイスには自殺付添人が存在し、最期を迎えるまで患者や家族に寄り添うのが仕事。
- ・ 外国人が安楽死できるのは、世界でスイスしかできない。(150万～200万かかる)

～ 安楽死と自殺幫助の違い ～

【 安楽死:行為自体として、他人が関与 】

- 自分自身ではもはや実行することができなくなった患者に、身体的侵害によって直接死をもたらす。
安楽死は人為的に寿命を短くさせること。

〈 安楽死の種類 〉

積極的安楽死	苦痛から逃れるため意図的且つ積極的に死を招く措置を撮る場合。
間接的安楽死	苦痛の除去・緩和するために措置をとるが、同時に死期を早める可能性がある。
消極的安楽(尊厳死)	患者の苦痛を長引かせないという目的のため、行っていた延命治療を中止して死期を早める場合。※尊厳死とも呼ばれる

【 自殺幫助:患者本人が関与する 】

- その時点で意思能力のある患者本人が関与する。
日本では、論理的にも法的にも許容されていません。
医師が処方した致死量の薬物を患者自身が体内に取り込み死亡する。

～ 安楽死協会 ～

現在日本には「安楽死協会」という団体が存在する。

この団体の目的としては、「自分の病気が治る見込みがなく死期が迫って来たときに延命治療を断るという死のありかたを選ぶ権利を持ち、それを社会に認めてもらうこと」が目的。延命治療を望まない人が多いことから、そのような人たちにリビング・ウィルの提示という方法を伝えている。

【 リビング・ウィル 】

- 治る見込みのない病態に陥り、死が迫ったときに延命治療を断るリビング・ウィル(終末期医療における事前指示書)のこと。

【 リビング・ウィルのメリット 】

- ① 自分の希望の最期を遂げることができる

リビング・ウィルを残しておくことで、周囲へ自分の意思表示ができる。

② 周囲の人の負担の軽減

自分の意思表示をしておけば周囲の人はその意思に基づいて判断ができるため、負担やストレスが軽減される。

③ 自分自身の考えや思いが整理できる

リビング・ウィルを書くことによって、自分自身について振り返ることができる。また、考えや思いを整理できる。

④ 周囲との対話が増える

リビング・ウィルは一人っきりで書く必要はなく、周りの人と対話しながら作成することができるため、自分の気持ちが書面に残るだけでなく、周囲の人たちへも自分の意思の共有と理解が可能。

【 リビング・ウィルの法的効力 】

現在の日本では尊厳死に関する法整備は整っていない。

ですが、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインに

リビング・ウィルや事前指示書といった文言はありませんが、「終末期医療をどこまで行うかは、本人の意思決定に基づくべきである」との記載がある。

リビング・ウィルは尊重されるべきと示されていると考えられる。

【 VIII アンケート 】

～ バイト先の16の方に協力してもらいました。～

1Q : 安楽死に賛成ですか？反対ですか？

A : (賛成)11人 (反対)2人 (どちらでもない)3人

(反対:たとえ苦しんでいたとしても生きているんだから死を選択するのは可哀想。)

(どちらでもない:状況や状態によって賛成でもあるし反対でもある)

2Q : 安楽死についての法律はあったほうがいいですか？

A : (あったほうがいい)14人 (なくてもいい)2人 (どちらでもない)0人

個人的に思うことは半数以上が安楽死について賛成している。

1Qでどちらでもないを選んだ方は2Qでは法律があったほうがいいを選んでいる。

しっかりとちゃんとした納得のできる法律があれば反対の人も意見が変わるのかもしれない。

【 私見 】

私は今回安楽死について学んでいくうちに死について考えるようになりました。

日本では安楽死は法的に認められていません。
個人的には安楽死は法的に認めてもいいと思います。
それなりにしっかりとした法律やマニュアル・ルール等の作成は必ず必要になってきますが、死の選択があるのもいいと思います。

自殺幫助については、私自身反対の意見でした。
きっと日本人の感覚なので自殺幫助＝殺人・罪になる行為って考えてしまいます。
記事を読んでいくなかで考えは変わっていきました。
まず、スイスの方の自殺幫助に関してのインタビューです。↓

[安楽死はなぜOK？スイスに住む人達はこう考える - SWI swissinfo.ch](#)

スイスの方の話聞いてだいたい考えが変わりました。
自殺幫助制度はあったほうがいいのではないかと感じました。
また、日本からスイスまで行き自殺幫助機関から自死の許可を得た方がいました。自殺幫助をした日本人の方は死が迫っている病気の方ではなく、
神経性疾患の方でした。記事を読んでいて凄く胸が苦しくなりました。
その方は、一人で歩けず移動は車椅子です。主治医からは完治の見込みはないとはっきり伝えられたそうです。趣味を探したが体に不自由を抱えて没頭できるものは見つからなかったそうです。その方の病気は介護認定の対象外のように、月8万円の障害年金だけだそうです。年を重ねるごとに両親に余計な経済的負担を押し付けるかもしれないと罪悪感でいっぱい、死を考えたそうです。ですが、首を吊るにも足が動かないため出来ず、
日本では自殺を手伝ったら罪に問われてしまう、「穏やかに合法的に死にたい」と考えスイスの自殺幫助機関に申請したそうです。
私は障害があるわけでもないのに障害者の方の苦しみは今までわかりませんでした。
ただこの記事を読んで私は思いました。きっとたくさんの方が苦しんでいると。
正直この中には差別が少なからずあると思います。この世界で生き抜いて行くには障害のある方は厳しいと感じる方がいるのかもしれませんが。それに親族の方も「楽にしてあげたい。苦しい姿は見えていられない」と感じたとしても日本では何も出来ません。

また、日本には自由権が存在します。
表現の自由、学問の自由、職業選択の自由、、、さまざまな自由が存在します。
その中に死の自由(死ぬ権利)も含まれていいと思います。

【 参考資料 】

[スイスで安楽死の権利を得た日本人が思うこと - SWI swissinfo.ch](#)

[安楽死が認められている国はどこ？ - SWI swissinfo.ch](#)

[年間1500人超が選択 スイスの安楽死 - SWI swissinfo.ch](#)

[スイスの安楽死支える「死の付添人」 - SWI swissinfo.ch](#)

[「海外での安楽死」は200万円で十分可能 場所はスイス、ただし語学力が必要](#)

[尊厳死とは。尊厳死をめぐる問題点や日本尊厳死協会について説明](#)

[リビングウィルには法的効力がある？作成方法と注意点を解説 - ABC終活プラス](#)